手当

児童扶養手当現況届

児童扶養手当は父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方等に対して支給される手当です。現在受給している方は、毎年8月中に現況届を提出してください。

また、手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方は、6月中に送付している**一部支給停止適用除外事由届出書**を、この現況届と共に、毎年8月中に提出してください。

【問い合わせ先】
福祉事務所☎53・3117
※香北・物部支所でも受付できます。

特別児童扶養手当所得状況届

特別児童扶養手当は障害を有する児童のための手当てで、障害児の父もしくは母が、障害児を監護するとき、または、父母以外の方が障害児を養育する場合に支給されます。現在受給している方は、所得状況届を毎年8月中に提出してください。

【問い合わせ先】
福祉事務所☎53・3117
※香北・物部支所でも受付できます。

8月1日から父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます

8月1日から、父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されるようになりました。受給するためには、申請が必要です。手当額は、受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決まります。

【支給月額】
■児童1人の場合
全額支給：41，720円
一部支給：9，850円〜41，710円
■児童2人以上の加算額
2人目…5千円
3人目以降…3千円（1人につき）

【申請時に必要な物】
父と子どもの戸籍謄本

●平成22年7月31日までに父子家庭になった方
11月30日までに申請をすれば、8月分から支給されます（8月〜11月分が支給されるのは12月）。
※11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。

【問い合わせ先】
福祉事務所☎53・3117
※香北・物部支所でも受付できます。

寄附

子ども手当寄附制度

子ども手当の全部または一部を香美市に寄附できます。寄附金は子ども・子育て支援の事業に活用します。希望される方は、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
福祉事務所☎53・3117

補助金

耕作放棄地の再生作業への支援

賃借等により、新たに耕作放棄地を引き受けて再生させる場合に、一定の要件を満たせば国・県の支援が受けられます。

【対象】農業者または農業者が組織する団体等
【内容】10アール当たりの再生工事の費用が6万円を超える場合、再生工事費の全部または一部が助成されます。
【実施主体】香美市担い手育成総合支援協議会
【問い合わせ先】
農政課☎53・1062
県農地・担い手対策課☎088・821・4512

浄化槽設置補助

補助金を利用して浄化槽を設置しませんか。

【対象】補助対象地域は下水道供用区域（認可区域含む）以外で、平成23年3月15日までに設置完了の方。
【補助金額】
5人槽　33万2千円
7人槽　41万4千円
【受付期間】8月2日（月）〜8月31日（火）
※希望者多数の場合は抽選となります。
【申込方法】予約申込書に必要事項を記入、捺印の上、提出してください。
※申込書は、下水道課および香北・物部各支所にあります。
【注意事項】交付決定前に着工した場合、補助金の交付は取り消しとなります。
【問い合わせ・申込先】
下水道課☎53・3110
※香北・物部支所でも受付できます。

ご存じですか！パートタイム労働法 Q&A その3

Q 正社員と同じ仕事をしているのに、パートタイム労働者というだけで待遇が大きく違っているのですが…。

A パートタイム労働法では、正社員とパートタイム労働者を、①業務の内容とそれに伴う責任の程度②転勤や配置転換などの扱い③契約期間などを基準に比較し、3要件とも全て同じと判断されれば、パートタイム労働者であっても全ての待遇について正社員と差別をしてはならないと定められています。

【問い合わせ先】
高知労働局雇用均等室　☎088−885−6041

その他

野鳥の飼育

メジロを捕獲したり飼う時には登録が必要です。

現在、登録を受けてメジロなどを飼っている方も、有効期限までに更新の手続きが必要です。登録なく野鳥を飼うことは法律で禁止されています。

【問い合わせ先】
林政課☎58・3120

高速道路無料化社会実験が始まりました

高速道路の無料化社会実験が、来年3月末日までの予定で始まりました。対象車両は全車種で、ETC搭載車だけでなく、現金を利用される方も無料となります。また、有料区間と無料化区間を連続して利用できます。四国内の対象区間は、次の2区間です。

◇松山自動車道松山IC〜大洲ICおよび大洲北只IC〜西予宇和IC
※大洲IC〜大洲北只ICについては無料区間
◇高知自動車道高知IC〜須崎東IC

【社会実験全般に関する問い合わせ先】
国土交通省四国地方整備局道路計画課
☎087・851・8061

【高速道路及び通行料金に関する問い合わせ先】
NEXCO西日本お客さまセンター
フリーダイヤル0120・924・863
☎06・6876・9031

ですかキャンペーン

ICですかカードでは、期間中にチャージ（入金）すると抽選で賞品が当たる〝夏のチャージキャンペーン〟を行っています。

【期間】9月15日（水）迄
【賞品】京都行き高速バス往復券（2名分）・神戸行き高速バス往復券（2名分）・お食事券（千円分）・商品券（3千円分）
【問い合わせ先】
㈱ですか
☎088・882・6366

犯罪被害者の方のための制度があります

更生保護制度において、犯罪被害者等の方のための制度があります。お問い合わせの上、ご利用ください。

①意見等聴取制度
加害者の仮釈放・仮退院について意見を述べることができます。
②心情等伝達制度
保護観察中の加害者に、被害者の方の心情を伝えることができます。
③加害者に関する情報の通知制度
加害者の保護観察の状況などを知ることができます。
④相談・支援
専任の担当者に不安や悩み事を相談することができます。

【問い合わせ先】
高知保護観察所
☎088・873・1090

オウム真理教犯罪被害者等給付金について

この給付金は、オウム真理教による次の事件により、亡くなられた方のご遺族または障害が残った方および傷病を負った方に支給されます。対象の方がすでに亡くなられている場合は、ご遺族に支給されます。

【対象の事件】地下鉄サリン事件・松本サリン事件・弁護士およびその妻子の殺人事件・サリンを使用した殺人未遂事件・VXを使用した殺人（殺人未遂）事件・公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件
【給付金額】
①死亡＝2千万円②障害＝程度により500万円〜3千万円③傷病＝重症病100万円・重症病以外10万円
【期限】
平成22年12月17日（金）
※やむを得ない理由がある場合は、その理由が失くなった日から6カ月以内に限り申請できます。
【申請先】住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部で行っています。
【問い合わせ先】
県警察本部企画課被害者支援室
☎088・826・0110